

令和5年度

# 福岡市中央保健所運営協議会

日時：令和5年9月1日（金）16時00分～

場所：あいれふ7階 第2研修室

福岡市中央保健所

# 令和5年度福岡市中央保健所運営協議会次第

## [ 議 題 ]

- 1 会長及び副会長の選出について
- 2 令和4年度事業報告について
  - (1) 健康課
  - (2) 衛生課
  - (3) 地域保健福祉課
- 3 令和5年度主要事業について
  - (1) 健康課
  - (2) 衛生課
  - (3) 地域保健福祉課

## 【参考資料】

- 1 福岡市保健所運営協議会条例

# 福岡市中央保健所運営協議会委員名簿

(令和4年8月1日から令和6年7月31日まで)

令和5年8月1日現在

氏名	職名	役職名
あべ ひでき	委員	福岡市議会議員
池田 昌弘	〃	中央区小学校長会(福岡市立草ヶ江小学校校長)
稲員 稔夫	〃	福岡市議会議員
小野 和枝	〃	福岡市中央区衛生連合会 会計
角野 恵美	〃	福岡県看護協会 3地区支部 地区支部長
栗岡 慎一郎	〃	福岡市薬剤師会 中央支部長
郡嶋 郁子	〃	福岡市中央区老人クラブ連合会 副会長
河野 奈美	〃	中央区男女共同参画連絡会 委員
佐藤 茂	〃	福岡市中央区医師会 会長
杉元 美智代	〃	福岡市食品衛生協会 副会長
関坂 敏眞	〃	福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事
武居 敦子	〃	中央区自治協議会等代表者会 副会長(舞鶴自治協議会会長)
辻 靖治	〃	福岡県中央警察署 生活安全管理官
永田 裕之	〃	福岡市中央区歯科医師会 会長
西村 美奈	〃	福岡県美容生活衛生同業組合 総合事務局主任
西山 ゆかり	〃	独立行政法人国立病院機構九州医療センター 看護部長
はしだ 和義	〃	福岡市議会議員
松藤 孝子	〃	福岡市保育協会 中央区園長会(草香江園園長)
南 幸盛	〃	中央区公民館館長会(警固公民館館長)
山野井 敏子	〃	中央区民生委員児童委員協議会 第5地区会長

※委員は五十音順

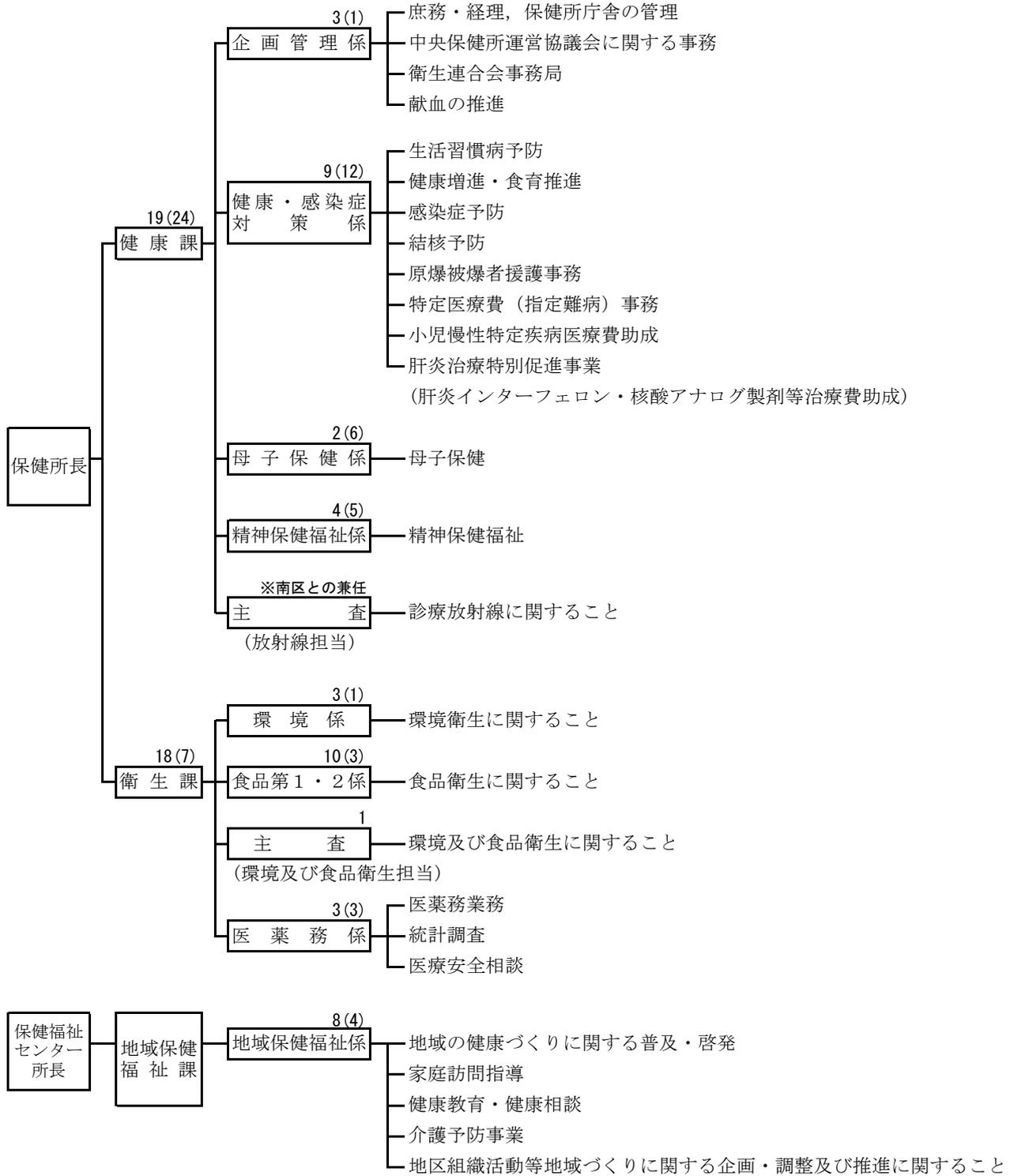
中央保健所役付職員名簿

役 職 名	氏 名
中央保健所長	山 本 信太郎
健康課長	竹 下 綾子
企画管理係長	緒 方 まち子
健康・感染症対策係長	奥 村 美 紀
母子保健係長	奥 苑 さやか
精神保健福祉係長	古 川 智 代
主査（放射線担当）※兼任	蒲 池 尚 子
衛生課長	久 原 明 子
環境係長	古 賀 梓 美
食品第1係長	城 領 美 紀
食品第2係長	今 井 啓 太
主査（環境及び食品衛生担当）	森 真由子
医薬務係長	中 山 真 治
地域保健福祉課長	青 木 美紀子
※ 地域保健福祉係長	古 賀 由美子

※保健福祉センター所長と共管

# 中央保健所の機構及び事務分掌(令和5年4月現在)

※右上の数字は職員定数。( )は会計年度任用職員。



# [議題 1] 会長及び副会長の選出について

福岡市保健所運営協議会条例第4条第2項に基づき、次のとおり選出するもの。

区 分	氏 名
会 長	
副 会 長	

《参考》福岡市保健所運営協議会条例（抜粋）

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 （略）

3 （略）

（組織）

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

（運営）

第5条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

# [議題2] 令和4年度事業報告について

## 1 健康課

### (1) 生活習慣病予防

「健康増進法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」等に基づき、各種健康づくり事業を実施し、市民の健康の保持増進に努めた。

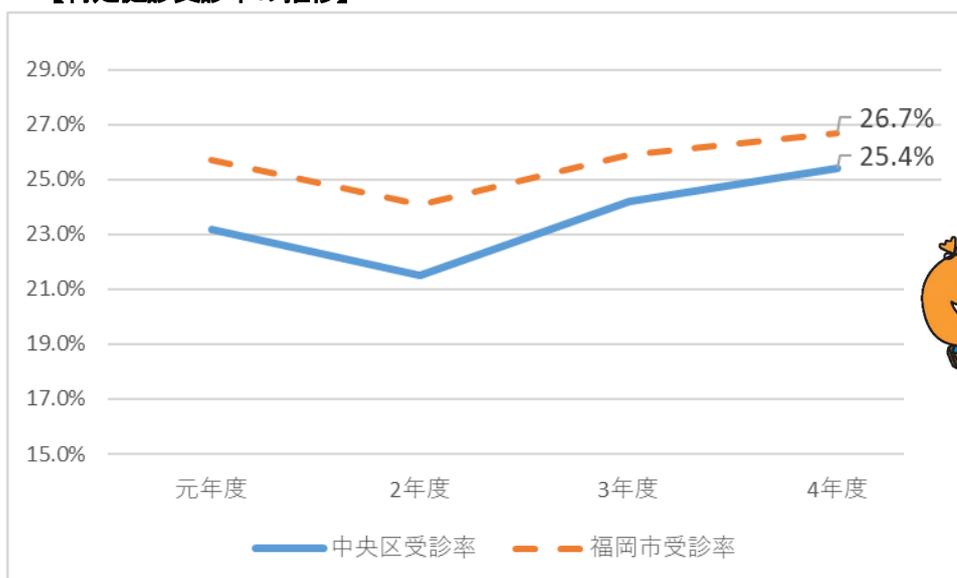
#### ① 健診等

##### ア 特定健診（よかドック）

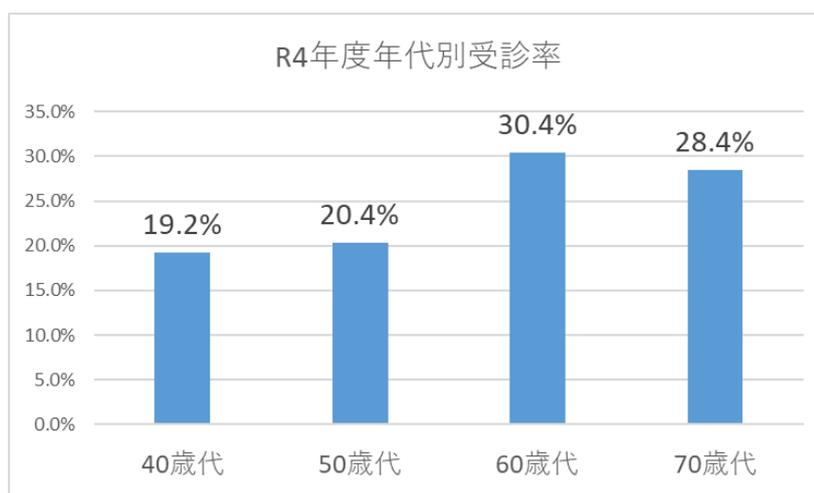
40～74歳の国民健康保険被保険者を対象として実施。

区分	令和3年度	令和4年度
対象者数	26,491人	26,647人
保健福祉センター	543人	975人
委託医療機関 外	5,159人	5,806人
受診者計	5,702人	6,781人
受診率	21.5%	25.4%
保健指導対象者	動機づけ支援： 509人 積極的支援： 198人	動機づけ支援： 540人 積極的支援： 214人

【特定健診受診率の推移】



【特定健診年代別受診率】



## イ がん検診

(単位：人)

区分	対象, 内容等	実施機関	令和3年度	令和4年度
胃がん検診	40歳以上胃透視または50歳以上胃カメラ(偶数年齢)	集団検診※1	2,336	2,335
		個別検診※2	4,083	4,495
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(2年に1回受診) 子宮頸部粘膜の細胞診	集団検診	3,428	3,217
		個別検診	14,845	14,450
乳がん検診	40歳以上の女性(2年に1回受診) マンモグラフィ	集団検診	2,878	2,837
		個別検診	4,814	4,536
大腸がん検診	40歳以上 2日間採便による便潜血検査	集団検診	3,783	4,226
		個別検診	4,469	4,382
肺がん・結核検診	40歳以上 胸部X線検査 (50歳以上のハイリスク者で希望者には 喀痰細胞診検査実施)	集団検診	4,228	4,665
前立腺がん検診	55歳以上 PSA血液検査	個別検診	1,834	2,101

※1 集団検診：中央保健所、健康づくりサポートセンター、保健所所外(よりみち健診等)を含む

※2 個別検診：委託医療機関

## ② 生活習慣病重症化予防

### ア 糖尿病性腎症(DKD)重症化予防プログラム

特定健診受診者のうち、糖尿病性腎症に該当する者に対して、受療勧奨の文書送付や電話、訪問等を行った。

区分		令和3年度	令和4年度
基準該当者		81人	85人
実績	文書送付	75件	77件
	面接(結果説明会)	6件	8件
	電話(不在除く)	延24件	延19件
	訪問(不在除く)	延2件	延0件

### イ 慢性腎臓病(CKD)医療連携

特定健診受診者のうち基準に該当する人を共通様式の連携パスを使用して一次医療機関や二次医療機関に紹介する。

## (2) 健康増進及び食育推進

### ① 栄養相談・栄養指導等

栄養や食生活改善に関する知識の普及のため、乳幼児から高齢者まで幅広く栄養教育や相談等を行った。また、特定給食施設については、栄養管理等が適切に行われるよう巡回指導を行うとともに管理栄養士、栄養士、調理師等を対象とした研修会を実施した。

事業名	項目	令和3年度	令和4年度
離乳食教室	回数	10回	12回
	人数	112人	155人
個別栄養相談	人数	40人	30人
骨粗しょう症検査	回数	20回	22回
	人数	668人	789人
運動普及推進事業	回数	2回	3回
	人数	12人	34人
特定給食施設指導	巡回指導	1回	2回

② 食生活改善推進員協議会関係

地域における食生活改善活動を担うボランティア養成のため、食生活改善推進員養成教室を開催するとともに、食生活改善推進員の資質向上のための研修会等を実施し、活動支援を行った。中央区では、現在131名（R5.4）の会員が地域で活動を行っている。

事業名	項目	令和3年度	令和4年度
食生活改善推進員養成教室	修了者数	16人	12人
食生活改善活動推進事業	回数 保健所内 人数	3回 75人	9回 207人

③ 若い世代及び女性の健康づくり推進

ア イベントにおける健康づくり啓発

健康づくり月間や、生活習慣病予防月間、女性の健康づくり健康週間に、展示ブースにて啓発ポスターを掲示、パンフレット配布を行った。

(3) 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成11年4月1日施行）」に基づき、感染症類型に応じ、就業制限や入院の勧告を行うとともに、接触者の健康調査、衛生指導等の感染拡大防止のための防疫活動を行った。

① 届出感染症

(単位：人)

類	病名	令和3年度	令和4年度
二	結核	21	27
三	腸管出血性大腸菌感染症	10	15
四	E型肝炎	0	1
	レジオネラ症	5	5
	日本紅斑熱	2	0
	つつが虫病	0	1
五	後天性免疫不全症候群	32	34
	アメーバ赤痢	2	2
	梅毒	133	272
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	4	4
	ウイルス性肝炎（E型・A型を除く）	4	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	7	10
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	1
	水痘（入院例）	3	1
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	2	10
	破傷風	1	0
	百日咳	1	0
	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）	0	1
	ジアルジア症	0	2
	急性弛緩性麻痺	0	1
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	16,084	35,350
計		16,312	35,738

② エイズ（後天性免疫不全症候群）対策

「エイズダイヤル」を設置し、エイズに関する市民からの相談に対応した。また、市内で唯一の即日検査を実施する保健所として、HIV（エイズ）即日抗体検査を実施した。

【HIV相談件数及び検査件数】

（単位：人）

区 分	令和3年度	令和4年度
相 談	323	369
検 査(※)	285	315
うち陽性者数	4	5

※毎月第1・3火曜日に中央区定例検査を実施（9～11時（匿名・無料・予約制、各回定員21名））  
 ・HIV特例即日検査 令和4年12月4日（日）14～15時実施 検査者58名（陽性者1名）

【普及啓発事業】

事業名	内 容
HIV抗体検査普及啓発 世界エイズデー啓発	6月1～7日の検査普及週間と12月1日の世界エイズデーに合わせ、市政だよりや区役所テレビモニターへの掲示を行った。
高校生への啓発	上智中・高等学校、大濠中・高等学校の高校卒業生に、HIV啓発グッズの配布を行った。



③ B型・C型肝炎ウイルス検査

B型・C型肝炎ウイルスの感染を早期に発見するため、20歳以上を対象に無料で抗体検査を実施した。（委託医療機関でも実施）

（所内実施分）

（単位：人）

区 分	令和3年度	令和4年度
B型肝炎ウイルス抗体検査	19	20
C型肝炎ウイルス抗体検査	19	20

④ 感染症対策講習会

区内の社会福祉施設を対象に、新型コロナウイルス感染症やノロウイルス等の感染拡大防止を目的としたオンライン講習会を開催した。

(4) 結核予防

感染症法上、二類感染症に位置付けられており、現在も国内最大の感染症である。国の結核予防指針に則り、患者発見のための定期健診、医療費の公費負担や患者を治療完遂に導くDOTS（直接服薬確認療法）、接触者健診などの結核対策を実施した。

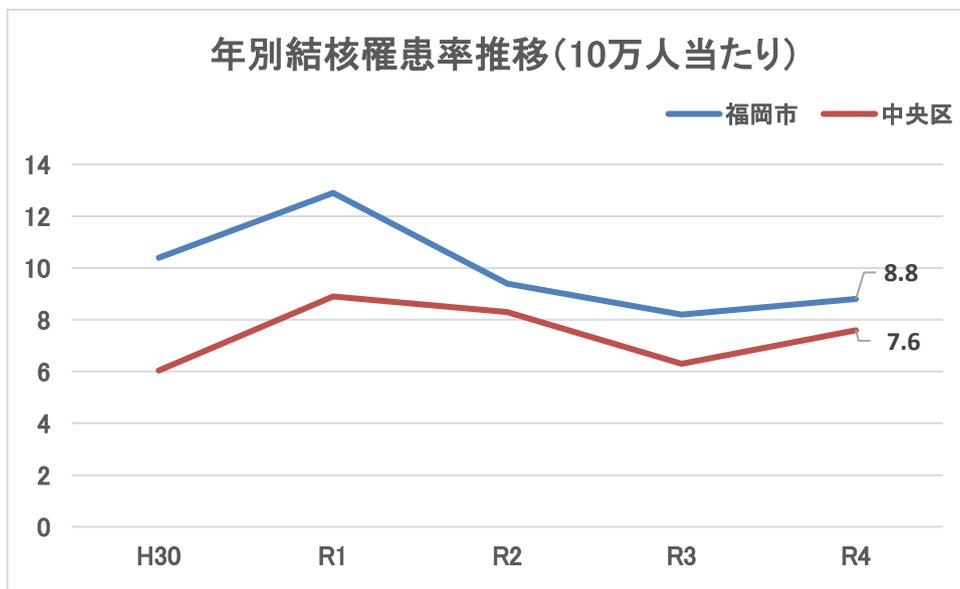
① 登録患者

医師からの発生届により把握した患者情報にはじまり、初回面接から長い治療期間中の支援を得て治療を成功へと導いた。

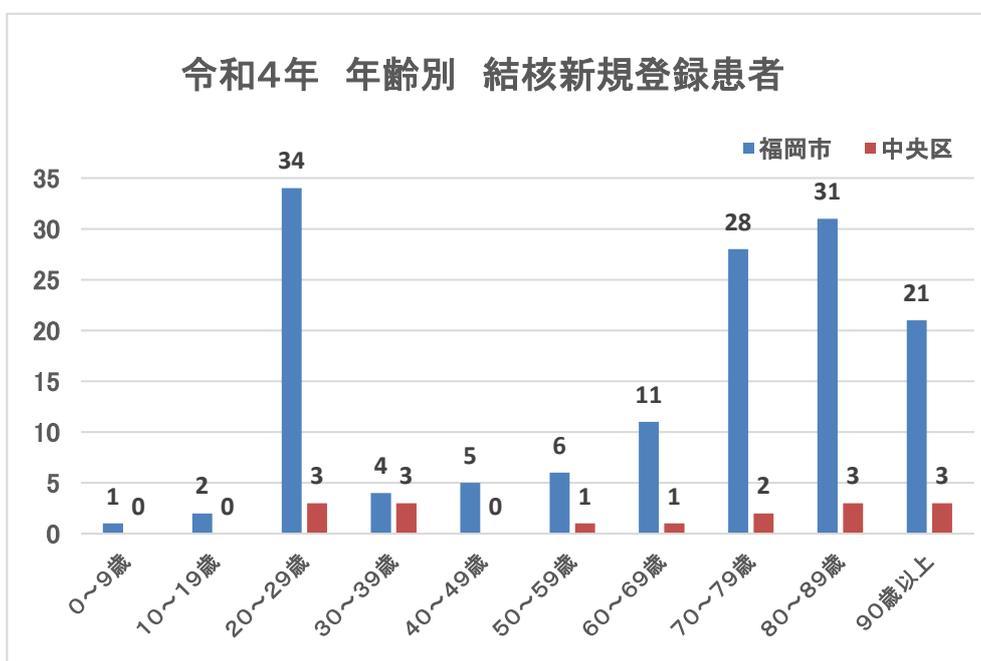
（単位：人）

区 分	令和3年	令和4年
新登録患者	22 (9)	25 (9)
登録患者(12月末現在)	51 (15)	40 (8)

※（ ）内は、LTBI（潜在性結核感染症）で内数。



※R4は暫定値(LTBI除く。)



※R4は暫定値(LTBI除く。)

## ② 定期健診・接触者健診

### ア 定期健診

保健所の実施する定期健診のほか、感染症法に基づき事業所や学校等が実施する定期健診については実施状況報告を求め指導を行った。

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度
65歳以上の市民	499	573
デインジャーグループ(※)	101	108

※結核を発病した場合、周囲の多くの人々に感染させる恐れが高いグループ

( 例：放課後児童クラブ補助支援員、子育てサロン・子どもプラザスタッフ、民生委員等 )

## イ 接触者健診

感染源の追及と患者からの感染の波及に関して、接触者に対する調査、健康診断を行った。

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度
胸部エックス線検査	50	53
I G R A検査	193	78

※ I G R A検査…結核に感染しているかどうかをみる血液検査

## (5) 原爆被爆者・特定医療費（指定難病）

### ① 原爆被爆者事務

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の規定に基づき、県知事に提出する健康手帳の交付申請、健康手帳所持者に対する医療費給付、各種手当の受給申請及び被爆者一般疾病医療機関の指定に関する届出等の受付事務を行った。

(単位：人)

区 分	所持者数 (令和4年3月末現在)	増	減	所持者数 (令和5年3月末現在)
		新規及び転入	死亡及び転出	
健康手帳	205	5	17	193

### ② 特定医療費（指定難病）事務

平成27年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」という。）に基づく大都市特例が平成30年4月より施行され、福岡市で特定医療費（指定難病）受給者証を発行している。難病法に基づく医療費助成対象疾病は、338疾病。

(単位：件)

区 分	令和3年度	令和4年度
新 規	268	250
更 新	1,201	1,205
合 計	1,469	1,455

## ○難病講演会

令和4年度は、5月に全区で1回の難病講演会を開催した。

## (6) 母子保健

「母子保健法」に基づき、母子の健全育成、発達障がいや疾患の早期発見と支援、虐待防止を目的として、乳幼児健診とその未受診者対策を軸に、訪問指導、各種健康教育、医療等給付を行った。

### ① 乳幼児健診

4か月児健康診査は市内医療機関で個別健診、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査は感染防止対策を講じたうえで、保健福祉センターで集団健診として実施した。

事業名		項目	令和3年度	令和4年度
乳幼児健診	4か月	対象者数	1,527人	1,502人
		受診者数	1,479人	1,445人
		受診率	96.9%	96.2%
	1歳6か月	対象者数	1,430人	1,467人
		受診者数	1,399人	1,437人
		受診率	97.8%	98.0%
	3歳	対象者数	1,393人	1,367人
		受診者数	1,337人	1,277人
		受診率	96.0%	93.4%

#### 《乳幼児健診の未受診者対策》

乳幼児健診未受診者には、虐待のハイリスク者が含まれている可能性が高いため、健康課、地域保健福祉課、子育て支援課の3課で未受診者フォローに取り組んだ。

### ② 健康教育等

妊娠、出産、育児について不安や悩みを解消し、子どもの健全育成を図るために健康教育・家庭訪問を実施。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止した期間もあり、健康教育の実施にあたっては、人数制限（予約制）や環境整備等の感染症対策を行い実施した。家庭訪問を実施できなかった期間は、電話による育児相談等に対応した。

事業名	項目	令和3年度	令和4年度
マタニティスクール	回数	17回	20回
	人数	72人	76人
乳幼児健全発達支援事業 「この指と一まれ教室」	回数	6回	10回
	組数	20組	39組
【区重点事業】 乳幼児子育て安心事業 「母子何でも相談」	回数	10回	12回
	組数	157組	101組
家庭訪問 ※	対象者数	1,242人	1,258人
	訪問数	760人	907人

※対象：令和3年1月～令和3年12月生まれの児。訪問数に「訪問したが不在」は含まない。

### ③ 医療等給付

医療等を受ける場合、経済的負担を軽減するため給付が受けられる制度の申請受付を行った。

(単位：人)

事業名	項目	令和3年度	令和4年度
母子健康手帳・助成券の交付	交付数	1,898	1,711
未熟児養育医療(※1)	申請数	35	30
自立支援(育成)医療(※2)	申請数	13	8

※1：入院が必要な未熟児等に対して給付

※2：生まれつき身体に障がいのある18歳未満の児童で、入院手術等により障がいの進行を防いだり、障がいの軽減が可能な場合に給付

### (7) 精神保健福祉

心の健康づくりや精神障がいへの正しい知識の普及啓発に努めるとともに、精神疾患の早期発見、早期治療の促進、精神障がい者の人権擁護及び社会復帰のための支援を行った。

#### ① 精神保健福祉相談事業等

##### ア 相談

市民からの相談は精神保健福祉相談員等が面接・電話で常時対応しており、必要な場合には、家庭訪問や関係機関との連絡調整を行った。また、精神科医による予約制の心の健康相談を実施した。

(単位：人)

区分	項目	令和3年度	令和4年度
常時相談	来所	7,999	8,706
	電話	10,545	11,354
	計	18,544	20,060
心の健康相談(2回/月)	来所	19	11
福岡県適正飲酒指導	来所	13	1
家庭訪問	実人数	42	35
	延人数	98	81

##### イ 講座

精神障がい者の家族を対象に、病気の正しい理解を目的として家族講座を実施した。また、自殺予防対策としてうつ病予防教室を開催した。

事業名	項目	令和3年度	令和4年度
精神保健家族講座	回数	5回	5回
	人数	51人	48人
うつ病予防教室	回数	1回	4回
	人数	8人	38人

## ウ 会議等

精神障がい者の地域生活支援をより円滑に進めるため、関係機関とのネットワーク会議等を行った。

事業名	項目	令和3年度	令和4年度
事例検討会等	回数	65回	45回
	人数	378人	308人
ネットワーク会議	回数	1回	7回
	人数	34人	101人
福岡市障がい者等地域生活支援協議会 中央区部会	回数	1回	5回
	人数	12人	59人

### ② 精神医療対策

「精神保健福祉法」に基づく通報に対し、精神障がい者の人権に配慮しつつ、適正な医療及び保護を確保するために措置診察・入院、医療保護入院等に関する業務を実施した。また、退院後も定期受診・服薬管理を目的に家庭訪問を行うなど継続して支援を行った。

措置入院者については、退院後の支援に関する計画を立案している。令和4年度の退院者は、16名であり、そのうち5名の計画を立案、家庭訪問等を実施した。関係機関との連携を図りながら支援し、再入院した方はおらず、在宅で生活している。

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度
警察官等からの通報		38	34
措置診察		22	21
措置入院者数		16	20
医療保護入院者数		334	326
措置入院者退院後家庭訪問	実人数	3	5
	延人数	12	19
家庭訪問以外の支援 (電話・面接)	実人数	2	1
	延人数	15	1

### ③ 精神障がい者の社会復帰・福祉サービス

自立支援医療（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳の申請受付・交付及び「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスの支給決定・交付を行った。

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度
自立支援医療(年度末所持者数)	3,121	3,339
精神障害者保健福祉手帳(年度末所持者数)	1,984	2,119
障がい福祉サービス決定数(延)	909	1,104
計画相談支援	612	766

## 2 衛生課

衛生課では、市民の衛生的で快適な暮らしを守るため、環境衛生、食品衛生、医療安全・薬事衛生に係る窓口での諸手続き、施設への立入指導、市民とのリスクコミュニケーション等を実施している。

### (1) 環境衛生

#### ① 窓口での営業許可等の諸手続き及び施設への監視指導

関係法令に基づく営業許可・届出等の窓口での諸手続き、現地での確認審査、年間計画に基づく衛生指導等の立入調査を実施した。

施設	年度末施設数		監視指導(立入)延べ件数	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
興行場	36	36	18	10
旅館	236	227	62	94
公衆浴場	31	29	22	29
理容所	131	134	9	20
美容所	1,262	1,325	175	278
クリーニング所	240	225	21	23
畜舎等	15	17	2	17
特定建築物	312	317	27	38
水道施設※	5,059	5,037	35	41
遊泳用プール	6	5	11	12
社会福祉施設	278	288	20	46
合計	7,606	7,640	402	608

※専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道

#### ② 検査

基準に適合しているか、衛生管理が適切かを確認するために、水質（残留塩素濃度、細菌等）、空気環境（二酸化炭素濃度、湿度等）を測定し、必要に応じて衛生指導を実施した。

施設	検査施設数	要指導施設数	基準を超過した項目と措置内容
興行場	5	1	残留塩素濃度：現地指導
旅館	9	0	
公衆浴場	14	3	照度、残留塩素濃度：現地指導
社会福祉施設	16	1	残留塩素濃度：現地指導
水道施設※	30	1	残留塩素濃度：現地指導
遊泳用プール	6	0	
合計	80	6	

※専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道

#### ③ 苦情

環境衛生に関する苦情相談について、現地調査を行い必要な措置を講じた。

対象施設	苦情相談件数	
	令和3年度	令和4年度
水道関係	0	4
旅館	4	3
理美容	3	3
プール	0	3
興行場	1	1
その他	2	0
合計	10	14



共同住宅等の貯水槽（例）

水道関係の相談例（令和4年度）

- ・臭いがする
- ・貯水槽が清掃されていない
- ・洗ったものが着色する
- ・残留塩素が出ない

## (2) 食品衛生

### ① 窓口での営業許可等の諸手続き及び施設への監視指導

関係法令に基づく営業許可・届出等の窓口での諸手続き、施設での確認審査、年間計画に基づく衛生指導等の立入調査を実施した。

食品衛生法の許可施設 (営業の種類別)	年度末施設数		監視指導(立入) 延べ件数	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
飲食店営業 (喫茶店営業を含む)	7,457	7,669	1,692	3,207
上記以外の許可施設	1,229	1,439	538	745
合 計	8,686	9,108	2,230	3,952

### ② 検査

区内で流通又は製造している食品の抜き取り検査を計画的に実施した。成分規格等の法令違反はなく、市の指導基準（衛生的な取扱いの目安）を超過した食品について施設調査を行い、改善を指導した。

年度	理化学検査数	細菌検査数	基準を超過した項目と措置内容
令和3年度	57	84	法令違反なし、市の指導基準超過等：10件
令和4年度	62	90	法令違反なし、市の指導基準超過等：9件

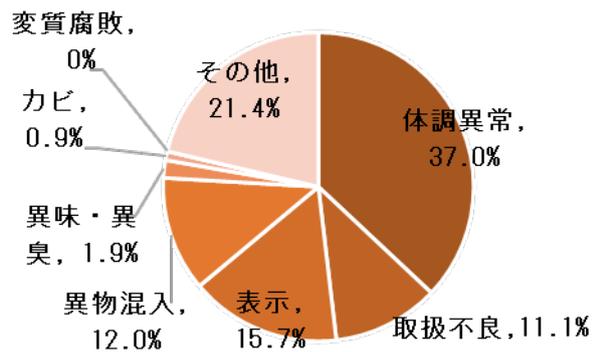
※理化学検査：食品添加物、農薬、抗菌剤、特定原材料など

※細菌検査：生菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌など

### ③ 苦情

食品衛生に関する苦情相談について、調査を行い必要な措置を講じた。

内容別の 区分	苦情相談件数	
	令和3年度	令和4年度
体調異常	22	40
取扱不良	9	12
表示	6	17
異物混入	4	13
異味・異臭	3	2
カビ	2	1
その他	12	23
合 計	58	108



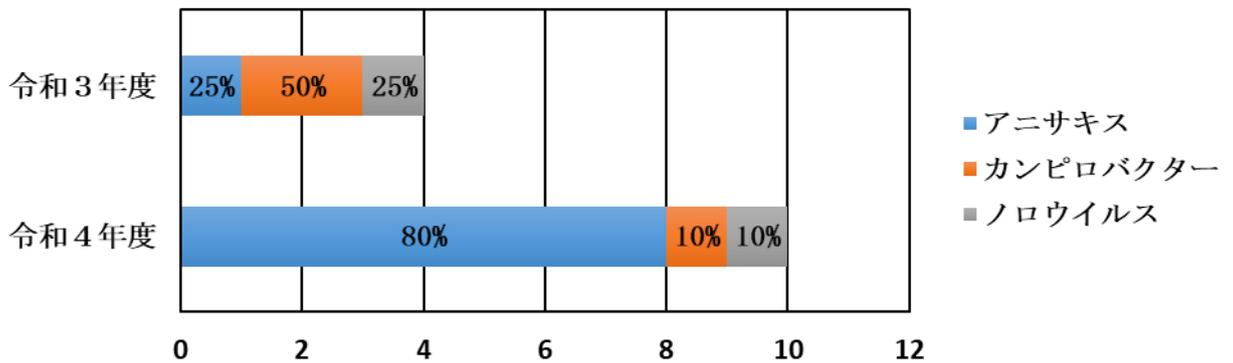
令和4年度 苦情内容別の苦情相談件数の割合

#### ④ 食中毒

食中毒発生時は直ちに患者や施設の調査を行い、被害の拡大防止や再発防止に努め、必要に応じて原因となった施設に対して行政処分等を行った。

令和4年度に中央区内の施設で発生した食中毒は10件で、原因施設は全て飲食店であり、病因物質別ではアニサキスが8件、カンピロバクターが1件、ノロウイルスが1件であった。それぞれの原因施設に対し営業停止等の行政処分や消毒等の衛生指導を行い、再発防止の徹底を図った。

区 分		令和3年度	令和4年度
福岡市	件数	25	49
	患者数(人)	111	570
中央区	件数	4	10
	患者数(人)	19	27



病因物質別の食中毒発生件数とその割合 (中央区内)

#### (3) 医療安全・薬事衛生

##### ① 窓口での営業許可等の諸手続き及び施設への監視指導

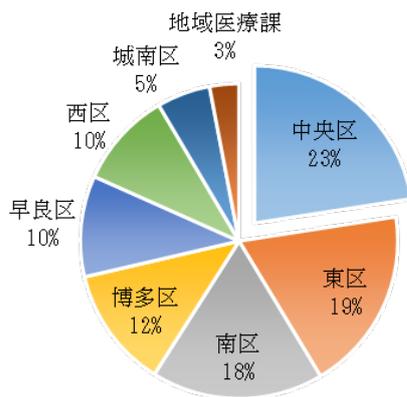
関係法令に基づく営業許可・届出等の窓口での諸手続き、立入調査等を実施した。

対象施設		年度末施設数		監視延べ件数	
		令和3年度末	令和4年度末	令和3年度	令和4年度
医 務	病院	16	16	19	23
	診療所	432	440	119	128
	歯科診療所	240	240	67	48
	助産所(出張含む)	2	3	0	0
	施術所等	530	541	44	39
	歯科技工所	28	30	2	2
薬 務	薬局等	169	169	48	28
	医薬品販売業	77	76	34	38
	薬局製造販売医薬品	42	42	4	0
	医療機器販売業	1,666	1,688	66	51
	毒物劇物販売業等	160	166	33	32
合 計		3,362	3,411	436	389

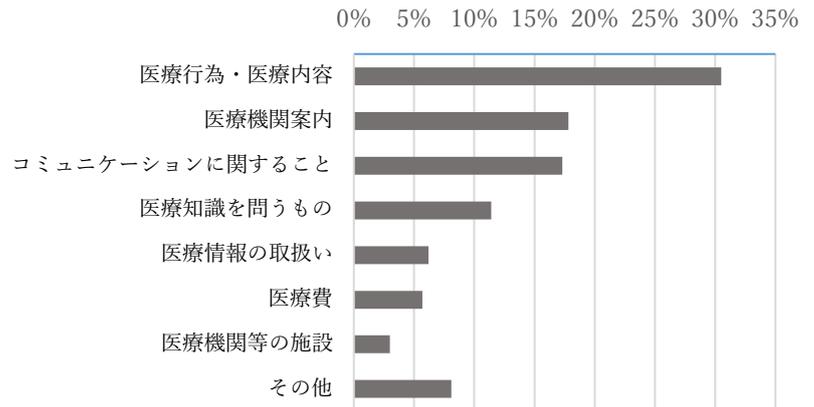
## ② 医療安全相談

医療安全相談窓口を設けて、患者やその家族からの苦情や相談に対応した。中央区の医薬務係は市内7区の医療相談窓口の事務局を担当しており、年間の統計処理、運営協議会（4年度については書面）等を実施した。また、別途、福岡県弁護士会に委託して、無料の法律相談窓口を設けており、令和4年度は22件の相談について、法的なアドバイスを実施した。

区分	令和3年度		令和4年度	
	件数	市全体に占める割合	件数	市全体に占める割合
中央区	333	24.9%	302	22.5%
市内全体	1,335		1,340	



令和4年度 相談受付件数の割合 (区毎)



令和4年度 相談内容別の受付件数の割合 (市全体)

## (4) 市民への情報提供

市政だよりやデジタルサイネージ、ラジオ等の広報ツール、食品衛生月間のイベント、各種講習会等の機会を捉えて、衛生に関する正しい知識の普及啓発に努めた。

内容	場所および広報媒体	回数	参加者数
出前講座	公民館等	3回	59名
子ども向け手洗い教室		4回	85名
食中毒の予防方法について ほか	コミてんラジオ	2回	
まつ毛エクステンションを受ける前に知っておきたいこと		1回	
食品衛生講座	市政だより	3回	
食品衛生	中央区役所テレビモニター	3回	

また、食中毒予防啓発の一環として2本の動画を作成し、YouTubeの福岡チャンネルにアップした。



「料理は科学実験だ」  
(vol. 1 たまごの変性～たまごと温度)



「料理は科学実験だ」座談会①  
持ち歩きリスクの実験  
ちょっとやってみたと～

### 3 地域保健福祉課

#### (1) 保健師活動

保健師は小学校区を単位とした地域（概ね1人あたり2校区）を担当し、乳幼児から高齢者まで各年代及びそれぞれの健康レベルに応じて、関係機関・団体等と連携しながら家庭訪問や健康教育、健康相談などの保健事業を実施した。また、個人や家族の問題にとどまらず、地域全体の健康課題の解決に向けて、地区組織活動として住民と共働の健康のまちづくりに取り組んだ。

#### (2) 家庭訪問

妊産婦、未熟児、乳児、幼児、被虐待児、結核、精神障がい、難病、生活習慣病、寝たきり、認知症、その他の疾病を有する家庭を訪問し、対象者とその家族ぐるみの健康の保持増進を図る。

項目	令和3年度		令和4年度		
	実件数	延件数	実件数	延件数	
結核・結核家族	15	19	22	40	
心身障がい者・児	0	0	8	11	
精神障がい	2	6	1	3	
母子	妊産婦	218	295	238	319
	母性	15	24	13	20
	その他の親	53	65	38	45
	未熟児	88	119	94	109
	新生児	14	14	20	20
	乳児	125	177	127	181
	幼児	36	49	22	30
	学童	0	0	0	0
成人・高齢者	5	5	9	20	
合計	571	773	592	798	

#### (3) 母子保健事業

事業名	実施内容	令和3年度	令和4年度
母子巡回健康相談	乳幼児、妊産婦の健康教育及び健康相談を行った。また、母親同士の交流を深め仲間づくりを支援した。	41回 280人	44回 354人
子育て支援事業※	子育てサロン支援等	28回	46回
	子どもプラザ支援	2回	2回
	育児サークル支援	4回	5回
	子育てサロン代表者交流会	紙面交流1回	-
	育児サークル代表者交流会	-	-
その他母子保健教室 (公民館での事業等)	公民館開催の乳幼児ふれあい学級など乳幼児親子が集う場を利用して、母子保健に関する健康教育・健康相談を実施した。	45回	38回

※子育て支援事業の実施回数については、同時開催の健康教育と健康相談それぞれを計上。

#### (4) 成人・高齢者保健事業

40歳以上の市民に対し、生活習慣病予防・健康増進を目的に、保健所・公民館等で高血圧・糖尿病等の病態別教室・講演会等を開催した。また、個別に健康に関する相談に応じた。

事業名	令和3年度	令和4年度
健康教育	146回 1,889人	222回 4,020人
健康相談	129回 1,335人	184回 2,045人

#### 【ウォーキング推進】(再掲)

福岡市保健福祉総合計画に基づき、引き続きウォーキング推進を重点取組みの一つとし実施した。地域の医療機関や事業所等と企画、実施した六本松健康ウォークは約600人の参加があり、特定健診やがん検診のPRの機会となった。

事業名	令和3年度	令和4年度
区ウォーキンググループ交流会	紙面報告 1回	紙面報告 1回
区・校区におけるウォーキング事業	8回 187人	17回 1,042人

#### 【介護予防事業】(再掲)

65歳以上の高齢者を対象に、寝たきりや認知症など介護を要する状態に陥らず、可能な限り住み慣れた地域で生活できるようなるため、保健所や公民館、集会所などの身近な場所で、高齢者の参加による介護予防事業を実施した。

事業名	内 容	令和3年度	令和4年度
認知症予防教室	認知症予防に関する知識や運動、栄養について学び、生活の中に取り入れることを目指し教室を開催する。教室終了後は自立グループ立ち上げに向けて支援する。	19回 186人	16回 148人
生き活き講座	健康づくり・介護予防をテーマとした講座を地域へ出向いて実施する。	107回 1,328人	164回 2,338人
介護予防ボランティア育成・支援	介護予防に関するボランティア等の人材養成のための教育及び支援を実施する。	3回 63人	4回 81人

#### (5) 中央区政策推進プラン重点事業

##### 【乳幼児子育て安心事業】

中央区は、転勤者が多く核家族化しているなど、子育て世代の支援が少ない環境にある。そのため、母子愛着形成の支援と育児不安の軽減及び児童虐待のハイリスク要因を持つ母子を早期に把握し支援することで虐待の予防を図ることを目的として、特性に合わせた育児教室、相談を実施した。

	令和3年度	令和4年度
安心子育て応援セミナー(低月齢児向けセミナー) 対象：生後1～3か月の第1子とその保護者	12回 249人	11回 188人
【平成29年度～令和3年度】 アラフォーママのための子育て講座 【令和4年度～】 アラフォーママ子育てサロン 対象：40歳前後で第1子を出産した母と概ね3歳未満の児	2回 54人	3回 112人
双子ファミリー子育て交流会 対象：2歳未満の多胎児とその保護者	—	2回 45人



※安心子育て応援セミナーは、9・10月は合同で実施。

### 【健康パークステーション事業】

令和3年3月福浜公園の2号地が完成し、校区の生き生き講座での活用や西日本短期大学健康スポーツコミュニケーション学科の協力を得て健康講座を開催した。また、1号地（梅光園緑道）については、地域主催のウォーキング大会に準備段階より関わり、1号地をウォーキング途中の立ち寄りポイントに設定し、利活用を促した。

### 【よかトレ実践ステーションの創出・継続支援】（再掲）

福岡市では、平成29年度より、介護予防に効果的な6つの体操を「よかトレ」と名付け、日々の生活に取り入れることを推奨している。また、“よかトレ”を実践している団体を「よかトレ実践ステーション」として認定し、活動を応援している。

高齢者が、日頃から介護予防の運動に取り組むため、「よかトレ」の普及、「よかトレ実践ステーション」の創出・継続支援を実施した。

区 分	令和3年度	令和4年度
年度未登録数（累計）	93団体	100団体

### （6）地区組織活動

校区ごとに地域の状況や保健福祉事業の実施状況等を校区役員等に説明し、健康や保健福祉の課題について意見交換を行う保健福祉事業懇談会を実施するなど市民と共働の健康なまちづくりを推進した。

事 業 名	令和3年度	令和4年度
地区活動	77回 461人	106回 672人
介護予防地区活動	54回 345人	40回 153人

### 【校区保健福祉事業懇談会】（再掲）

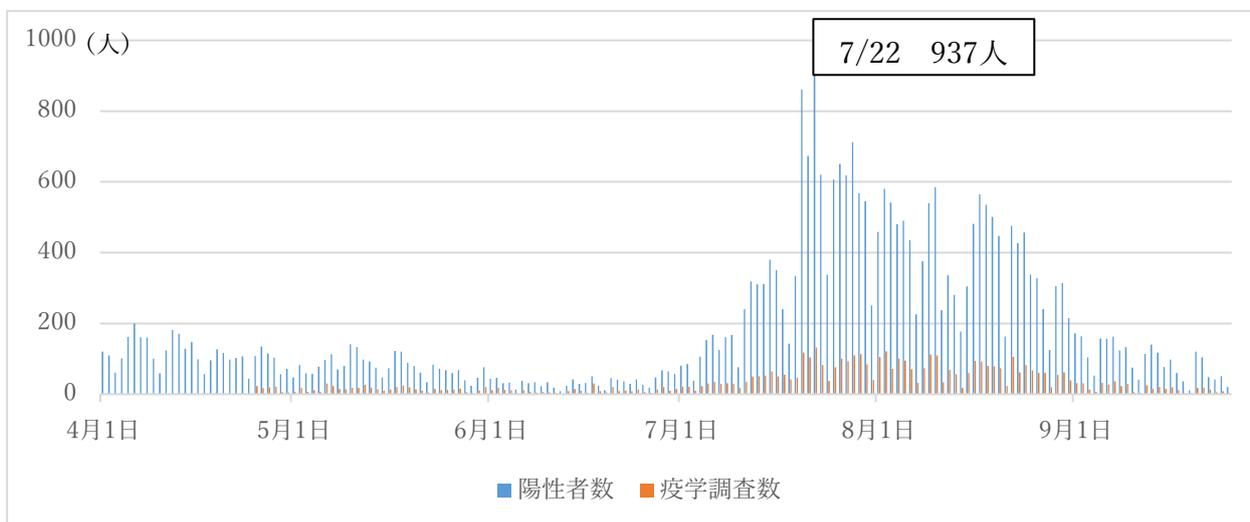
令和3年度	令和4年度
2回（2校区（地区）） 18人 ※残り12回（12校区（地区））は新型コロナウイルス感染症対策のため紙面報告とした。	14回（14校区（地区）） 188人

## 別添資料

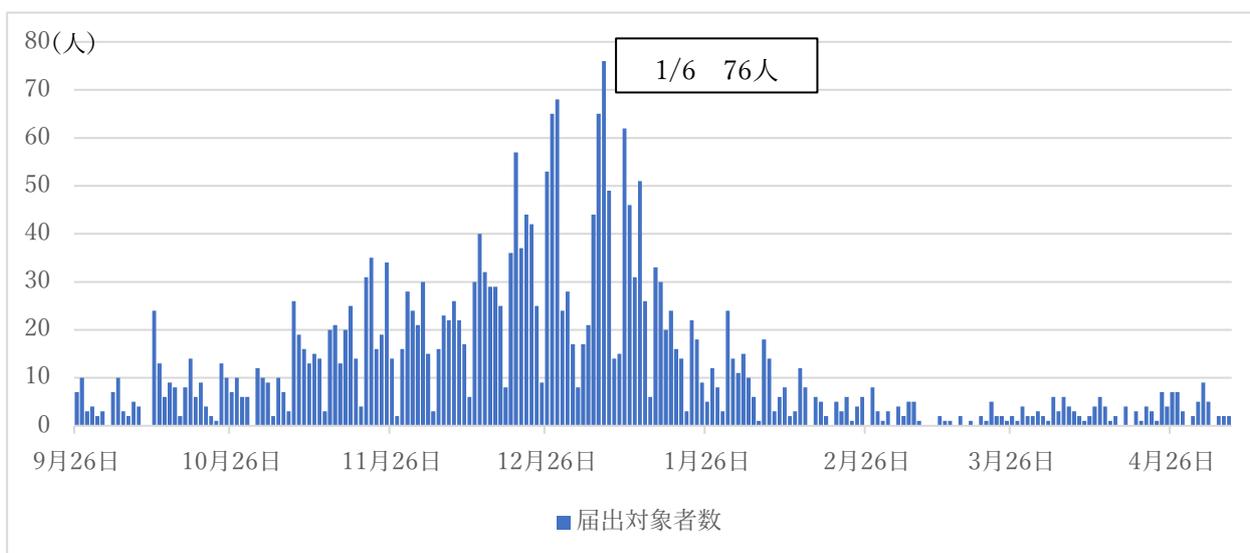
### 新型コロナウイルス感染症について

#### 1 感染者の推移

##### (1) 令和4年度中央区の感染者の推移(9/24 全数把握の見直し前)



##### (2) 令和4年度及び令和5年5類移行までの中央区の感染者の推移(9/24 全数把握見直し後)



5月8日～  
定点把握へ

令和4年9月24日に全数把握が見直され、発生届出対象が重症化リスクの高い方に限定された。

その後新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日に2類相当(新型インフルエンザ等感染症)から5類感染症へと移行。保健所からの外出自粛要請は無くなり、外出を控えるかどうかは個人の判断となった。

5類移行後、患者把握は定点把握に変更。日別の新規陽性者数の公表は令和5年5月8日をもって終了となった。

## 5類移行後のコロナ対応業務

	5類移行前の対応	5類移行後の対応
発生届受理	<p>診断した医師は発生届を保健所に提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①FAX</li> <li>②HER-SYS(厚労省のシステム)</li> </ul> <p>保健所は発生届を受理後、App Suite に患者情報を登録、共有。</p>	<p>終了</p> <p>(発生数は定点報告に移行)</p>
疫学調査	<p>発生届対象の陽性者に電話で疫学調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業制限</li> <li>・発症日、療養期間の確認</li> <li>・接触者調査、施設調査の有無の確認</li> <li>・基礎疾患・既往歴の確認、ワクチン接種の有無</li> </ul>	<p>終了</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>24 時間対応相談ダイヤルは 9月まで稼働</p> </div>
療養	<p>◆ 自宅療養</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者に定期的に電話し、症状の経過を確認(健康観察)</li> <li>・受診調整・入院調整</li> <li>・パルスオキシメーター、日用品・食料の支援セットの送付手配</li> </ul>	<p>終了</p>
	<p>◆ 宿泊療養</p> <p>陽性者が希望した場合や、重症者リスクが多く宿泊療養が望ましいと保健所が判断した場合、宿泊療養の調整を行う。宿泊療養先への移送の手配も行う。</p>	<p>終了</p>
	<p>◆ 入院</p> <p>医療機関や保健所で入院の必要性があると判断した場合、入院調整を行う。入院先への移送の手配も行う。</p>	<p>医療機関での調整へ移行</p>
検査調整	<p>陽性者の同居の家族に対して、希望があれば行政検査の調整を行う。</p>	<p>終了</p>
施設調査	<p>ハイリスク施設(医療機関や高齢者入所施設)に対して、接触者の調査や行政検査調整、感染拡大防止の指導を行う。必要に応じて保健所の訪問指導や専門家の派遣も検討。</p>	<p>継続</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>クラスター発生施設への 専門家の派遣</p> </div>
療養終了後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅療養証明書の発行</li> <li>・入院医療費公費負担申請の手続き</li> </ul>	<p>終了</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>制度変更前の陽性者は 対応必要</p> </div>

# [議題3] 令和5年度主要事業について

## 1 健康課

### (1) 生活習慣病予防

#### ・健診受診率向上

生活習慣病の早期発見・早期治療を目的に、特定健診及びがん検診を実施するとともに、生活習慣の改善及び重症化予防のため、保健指導などを行う。

新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で受診率は低下したものの、徐々に回復し、上昇傾向である。引き続き特定健診の受診率の向上のため保険年金課、地域保健福祉課と3課で連携し委託医療機関への協力依頼等を行うとともに受診率向上に取り組んでいく。

また、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを推進していく。



福岡市けんしんナビ  
よかドック(特定健診)  
やがん検診の  
情報サイト

### (2) 感染症対策

#### ・新型コロナウイルス等、感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日に2類相当(新型インフルエンザ等感染症)から5類感染症へと移行した。しかし感染力は変わっておらず、今後も社会全体に深刻な影響を及ぼす恐れがある。そのため、重症化リスクの高い方々が多く利用している社会福祉施設等に対して平時からの感染対策を呼び掛けるとともに、患者発生時は迅速に調査や指導を行い、感染拡大を防止する。

また5類移行後、人々の動きが活発化し、コロナ禍では見られなかった麻疹やエムボックス等の感染症も報告されている。平時から発生に備えるとともに、発生時には的確に対応していく。

### (3) 母子保健

#### ・出産・子育て応援事業について

妊娠から出産・子育てまでの様々な相談に応じながら、現金10万円の経済的な支援を行うため、令和4年4月1日以降に妊娠・出産された方を対象として、妊娠中に5万円、出産後に5万円を給付する事業を令和5年1月27日より受付開始している。併せて妊娠7か月時アンケートによる相談希望者への対応を円滑に実施していく。

#### ・3歳児健康診査における眼の屈折検査について

弱視は早期に発見し、療育を実施することによりコミュニケーション力の向上、学力向上が期待できるため、令和5年9月から3歳児健康診査の視力検査において、これまでの絵カードによる検査に加え、屈折検査を導入し、屈折異常や斜視による弱視をスクリーニングする予定としており、スムーズに検査を実施すると共に、適切に医療等に繋げていく。

### (4) 精神保健福祉

#### ・措置入院者の退院後等の支援

措置入院の患者は、医療中断により再入院のリスクが高いといわれている。入院中に今後の地域生活支援の必要性を十分説明し、退院後、関係機関との連携を取りながら家庭訪問等を行い、病状悪化を防ぐとともに、患者の社会復帰の促進を図っていきたい。

#### ・新型コロナウイルス感染症の影響による自殺者増加への対応

令和5年度改定の福岡市自殺対策総合計画に基づき、心の健康づくりセミナー等の健康講座を開催するとともに、相談者の窓口として不安解消につながるよう丁寧な対応を心掛ける。

## 2 衛生課

### (1) 環境衛生

#### ・レジオネラ症対策

浴槽水を原因とするレジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場、旅館、社会福祉施設への立入指導を行う。

特に、循環式浴槽については行政検収（浴槽水の採水検査）を実施し、レジオネラ属菌の基準（※）超過時には浴槽の利用停止、浴槽や循環ろ過器（配管含む）の洗浄・消毒、再発防止等の指導を行う。

（※10CFU 未満/100mL

福岡市公衆浴場法施行条例、福岡市旅館業法施行条例）



公衆浴場の採水

### (2) 食品衛生

#### ・カンピロバクター食中毒防止対策

食中毒事件の病因物質の大半がカンピロバクターである傾向が続いている。カンピロバクター食中毒の多くは加熱不十分な鶏肉や鶏レバーを喫食することによって発生していることから、加熱用の鶏肉等を「刺し身」、「タタキ」、「レア焼き」の状態を提供している施設に対し、重点的に指導を実施する。

また、市民に対しては、啓発パンフレット等を作成・配布し、加熱不十分な肉類の喫食による食中毒発生リスクの周知を行う。

#### ・食の安全・安心プロモーション

コロナ下で自粛されていた飲食の機会の増加や食品の提供を行う大型イベントの再開に伴い、食中毒発生リスクが高まっていることから、事業者及び市民双方に対し食中毒予防のための積極的な啓発を行う。

事業者に対しては、飲食物を提供するイベント関係者に食中毒予防の講習会やパンフレットの配布を行うとともに、市民に対しては、啓発チラシの配布、WEB への動画配信、子ども向け手洗い教室等を行い、様々な機会を捉えて食中毒防止に関する正しい知識の普及に努める。



食中毒予防動画の配信

### (3) 医療安全・薬事衛生

#### ・医療安全対策の推進

医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症対策を含む医療安全・院内感染対策について重点的に周知、指導を行う。



### 3 地域保健福祉課

#### (1) 母子保健事業

##### ・乳幼児子育て安心事業（区事業）

乳幼児期における母親の育児不安の軽減等を図るため、母親等が気軽に相談し交流できる場や子育て支援に関する情報を提供するとともに、ホームページや子育て情報ちらし等で効果的な情報発信を行う。

##### ① 安心子育て応援セミナー（低月齢児向け子育てセミナー）

生後1～3か月の第1子とその母親を対象に、産後間もない時期の不安軽減を目的に、育児のミニ講座と交流会、育児相談の内容で月に1回実施する。

##### ② アラフォーママ子育てサロン

高齢出産が多い中央区の特性に合わせ、40歳前後で第1子を出産した母親と概ね3歳未満の児を対象に子育てサロンを開設し、母親の育児不安の軽減を図る。

##### ③ 双子ファミリー子育て交流会

2歳未満の多胎児を子育て中の母親と児を対象に交流会を開催し、育児情報の提供や母親同士の交流を図る。

#### (2) 成人・高齢者保健事業

##### ① 健康パークステーション事業（重点事業）

身近な公園で、ロコモティブシンドロームや認知症、生活習慣病などの予防に効果的な運動ができる環境を整え、地域や関係団体と連携した活用を推進し、健康づくりを推進する。

【管理調整課・地域保健福祉課】



ロコモいす



2ステップテスト・ラダー

##### ② よかトレ実践ステーションの創出・継続支援（重点事業）

高齢者が主体的かつ継続的に健康づくりに参加できる場として「よかトレ実践ステーション」の創出を推進し、介護予防に必要な支援を実施する。また、自宅のできる「よかトレ」の啓発を強化する。

### 4 その他

参考① 令和5年7月 福岡市舞鶴庁舎に「発達障がい者支援センター」と「障がい者就労支援センター」が移転。新たに「中央障がい者フレンドホーム」も開設。

参考② 令和5年9月 あいれふ2階に「福岡市認知症フレンドリーセンター」開設。

## 【 参考資料 】 福岡市保健所運営協議会条例

昭和30年3月25日  
条例第23号

### (設置)

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所に保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、その置かれた保健所の名称による。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、任期中であっても委員を解任することができる。

### (組織)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

### (運営)

第5条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、その置かれた保健所において行う。

### (その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

